

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 31 年 3 月 18 日

仙台市長 郡 和



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 仙台市太白区諏訪町 1-7

氏名 株式会社 TASCI 代表取締役 椎名晃之

2 開発事業の名称及び目的

名称 (仮称) 仙台発酵の里プロジェクト

目的 農業者の経営基盤を強化するため、農産物販売所及び加工場等を建設すること。

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市若林区上飯田字天神 9 他

面積 47,698 平方メートル

4 意見の内容

(1) 条例第 16 条第 1 項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

- ・当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ 郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。よって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。
- ・平成 30 年 9 月 5 日開催の説明会において陳述された意見及び平成 31 年 2 月 23 日付けで事業者あてに提出された意見について配慮すること。
- ・当該開発事業において設置される施設は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき策定された宮城県農林水産・食品関連産業基本計画に合致するものとして、知事の承認を予定する地域経済牽引事業に係る施設であり、同法に基づき本市が今後策定する土地利用調整計画において、本事業区域内で実施される地域経済牽引事業の内容は、農産物の直売、加工品の開発・製造・販売、飲食の提供等本市農業の 6 次産業化推進に必要な事業に限られるため、日用品の販売等を行わないこと。